

2023年3月16日

株 主 各 位

東京都八王子市明神町三丁目20番6号  
ウルトラファブリティクス・ホールディングス株式会社  
代表取締役社長 吉村 昇

「第58回定時株主総会および普通株主による種類株主総会招集ご通知」の一部訂正について

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

2023年3月7日に電子提供を開始し、3月13日にあらかじめ届け出された株主様にご送付いたしました、当社「第58回定時株主総会および普通株主による種類株主総会招集ご通知」の記載事項の一部に誤りがございましたので、お詫び申し上げますとともに、下記のとおり訂正させていただきます。

敬具

## 1. 訂正箇所

第58回定時株主総会および普通株主による種類株主総会招集ご通知（電子提供）32ページから34ページ

事業報告 2 会社の現況 (3) 会社役員の状況 ⑥取締役の報酬等 「イ. 役員報酬等の内容の決定に関する方針等」および「ロ. 当事業年度に係る報酬等の総額等」

## 2. 訂正内容

「イ. 役員報酬等の内容の決定に関する方針等」につきまして、2022年3月25日開催の取締役会にて決議しておりますが、方針の記載の更新がなされておりましたので、訂正いたします。（訂正箇所は下線を付しております。）

### 【訂正前】

#### ⑥ 取締役の報酬等

##### イ. 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、2021年3月26日開催の取締役会において、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針を決議しております。当該取締役会の決議に際しては、あらかじめ決議する内容について報酬諮問委員会へ諮問し、答申を受けております。

また、取締役会は、当事業年度に係る取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法および決定された報酬等の内容が当該決定方針と整合していることや、報酬諮問委員会からの答申が尊重されていることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

当社の役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する基本方針の内容は、以下のとおりです。

・グローバル企業として変革をけん引する人材をリテインするために、他社水準に比肩しうる水準を確保する。

・グループ各社の特性と目標に応じた、適切なインセンティブとなるような報酬制度設計を行う。

当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬は基本報酬と業績連動報酬から構成され、基本報酬は、役位、職責、在任年数に応じて他社水準も考慮しつつ安定的な額の金銭報酬としております。業績連動報酬は、以下の2種類の株式報酬を一定数付与することとし、株価に応じて、実質的な報酬額が変動するものとしています。これは、株価が、最も直截に当社の企業価値を反映するという考え方に基づくものです。

(1) 譲渡制限付株式又は事後交付型譲渡制限付株式を、原則年1回、業績および職責に応じた数付与する。

(2) 退職慰労金制度に代わるものとして、かつ、長期的なインセンティブとして、ストック・オプションを3年に1回程度を目安に、職責に応じたほぼ一定数付与する。

株式報酬は個数をベースに付与しており、その価値は市場価格により連動することから、基本報酬と業績連動報酬の額の比率は、あらかじめ定めてはおりません。

当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等については、年額300百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）の枠を2017年6月22日開催の第52回定時株主総会にて決議しており、この内枠として、譲渡制限付株式報酬につき年額100百万円以内（2018年3月29日開催の第53回定時株主総会決議）および事後交付型譲渡制限付株式報酬につき年額100百万円以内（2019年3月28日開催の第54回定時株主総会決議）の枠を決議しております。また、ストック・オプションを付与する場合には、別途、株主総会決議を経ております。

上記株主総会決議の範囲内での、個別の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬の決定は、取締役会決議にて、取締役社長に一任しておりますが、取締役会は、委員4名のうち3名を社外取締役が占める報酬諮問委員会に諮問をし、取締役社長はその答申に基づいて、個別の報酬を決定しなければならないものとしております。

監査等委員である取締役の報酬は、2017年6月22日開催の第52回定時株主総会において、年額300百万円以内と決議されており、その枠内で監査等委員会にて決定します。

なお、上記の通り、当期における業績連動報酬は株式報酬にて支給する方針としておりますが、当期の個別報酬の決定方針を決議するより以前に、取締役が第6回ストック・オプションの一部を放棄する代償として、累計のEBITDAが一定額を超えた場合に一定額の金銭を当該取締役を支給する契約を締結しており、「ロ、当該事業年度に係る報酬等の総額等」においては、このための役員賞与引当金繰入額を業績連動報酬のうちの金銭報酬として記載しております。この報酬も、上記の報酬枠内において、報酬諮問委員会の同意を得ております。

## 【訂正後】

### ⑥取締役の報酬等

#### イ. 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、2022年3月25日開催の取締役会において、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針を決議しております。当該取締役会の決議に際しては、あらかじめ決議する内容について報酬諮問委員会へ諮問し、答申を受けております。

また、取締役会は、当事業年度に係る取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法および決定された報酬等の内容が当該決定方針と整合していることや、報酬諮問委員会からの答申が尊重されていることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

当社の役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する基本方針の内容は、以下のとおりです。

#### 1. 報酬体系

当社の取締役の報酬体系は、「基本報酬（固定報酬）」及び「インセンティブ報酬」で構成し、「インセンティブ報酬」は「賞与」（金銭報酬）と「株式報酬」（非金銭報酬）を組み合わせています。

#### 2. 金銭報酬に関する方針

「基本報酬（固定報酬）」と目標達成率100%のときの「賞与」を合計した金額については、ベンチマーク企業群の動向を参考に決定します。

#### 3. 基本報酬に関する方針

「基本報酬（固定報酬）」は職責に応じた堅実な職務執行を促すため、役職によりほぼ一定の固定額を支給するものとします。

#### 4. 業績連動報酬等に関する方針

前記2の考え方により定められた金銭報酬額から、前記3の「基本報酬（固定報酬）」の額を引いたものを、「賞与」のベース金額とします。

①ベース金額の90%については、前年度の総売上、EBITDA等の財務項目につき、あらかじめ定められた目標値の達成度合いに応じた掛け目を乗じ0から2倍の間で変動するものとします。

②ベース金額の10%は、サステナビリティにおける成果や、新製品開発など、非財務項目の成果に応じて±20%の範囲で加減します。

したがって、「賞与」は、目標達成状況によりベース金額の8% (90%×0+10%-2%) から192% (90%×2.0+10%+2%) の範囲で変動します。

#### 5. 非金銭報酬等に関する方針

株式報酬として、以下の2種類の報酬を付与します。

①株価が企業価値を反映するものと考え、将来に向けての企業価値向上のインセンティブとして、事前交付型譲渡制限付株式報酬（リストラクテッド・ストック）または事後交付型譲渡制限付株式（リストラクテッド・ストック・ユニット）を、役職に応じた一定数、付与します。ただし、株価の上昇により発行費用も上昇することから、EBITDAの5%を発行額の上限とします。

②退職慰労金制度に代わるものとして、かつ、長期的なインセンティブとして、ストック・オプションを3年に1回を目処に、役職に応じた一定の数を付与することとします。

#### 6. 報酬等の割合に関する方針

報酬額の割合は、上記の計算方法を経て決定されるため、割合の方針をあらかじめ定めてはおりません。

#### 7. 報酬等の付与時期や条件に関する方針

「基本報酬（固定報酬）」は月割りで月次に支給します。「賞与」は、前年度決算確定後に定められた方法により評価し、原則的に4月に支給します。

「株式報酬」のうち事前交付型または事後交付型譲渡制限付株式は、毎年5月頃に発行し、ストック・オプションは3年に1回の該当年度には株価動向を見て発行時期を決定します。

#### 8. 報酬等の決定の委任に関する事項

取締役会は、報酬諮問委員会に諮問をし、決定を社長に委任します。報酬諮問委員会は、株主総会で定められた総枠内で、各報酬額と評価の適正性について答申を行い、社長は同意見に従って、個別の報酬額を決定します。

なお、取締役が、子会社の取締役を兼任し、子会社から報酬を支給する場合には、子会社分についても上記と類似の枠組みを適用し、報酬諮問委員会が当社の報酬と子会社報酬を合計した総額について意見を述べ、これにしたがって子会社が決定します。

以上が、当社における個別報酬の決定方針となります。

当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等については、年額300百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）の枠を2017年6月22日開催の第52回定時株主総会にて決議しており、この内枠として、譲渡制限付株式報酬につき年額100百万円以内（2018年3月29日開催の第53回定時株主総会決議）および事後交付型譲渡制限付株式報酬につき年額100百万円以内（2019年3月28日開催の第54回定時株主総会決議）の枠を決議しております。また、ストック・オプションを付与する場合には、別途、株主総会決議を経ております。

上記株主総会決議の範囲内での、個別の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬の決定は、取締役会決議にて、取締役社長に一任しておりますが、取締役会は、委員4名のうち3名を社外取締役が占める報酬諮問委員会に諮問をし、取締役社長はその答申に基づいて、個別の報酬を決定しなければならないものとしております。

監査等委員である取締役の報酬は、2017年6月22日開催の第52回定時株主総会において、年額300百万円以内と決議されており、その枠内で監査等委員会にて決定します。

なお、個別報酬の決定方針を決議する以前に、取締役が第6回ストック・オプションの一部を放棄する代償として、累計のEBITDAが一定額を超えた場合に一定額の金銭を当該取締役に支給する契約を締結しており、「ロ. 当該事業年度に係る報酬等の総額等」においては、このための役員賞与引当金繰入額を業績連動報酬等のうちの金銭報酬として記載しております。この報酬も、上記報酬枠内において、報酬諮問委員会の同意を得ております。

「ロ．当事業年度に係る報酬等の総額等」に関しましては、一部誤記がございましたので、下記のとおり訂正いたします。（訂正箇所には下線を付しております。）

【訂正前】

ロ．当事業年度に係る報酬等の総額等

区分	員数	報酬等の 総額	報酬等の種類別の総額				
			基本報酬	業績連動報酬等			
				金銭報酬	非金銭報酬等		
				賞与	譲渡制限付 株式	事後交付型 譲渡制限 付株式	ストック・ オプション
取締役（監査等委員を除く） （うち社外取締役）	6名 （一名）	238百万円 （一百万円）	45百万円 （一百万円）	44百万円 （一百万円）	33百万円 （一百万円）	48百万円 （一百万円）	49百万円 （一百万円）
取締役（監査等委員） （うち社外取締役）	4 （3）	16 （14）	16 （14）	— （—）	— （—）	— （—）	— （—）
合計 （うち社外取締役）	10 （3）	235 （14）	61 （14）	44 （—）	33 （—）	48 （—）	49 （—）

- (注) 1. 上表には2022年3月25日開催の第57回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役2名及び取締役（監査等委員）1名を含んでおります。
2. 取締役（監査等委員を除く）の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
3. 業績連動報酬等のうち金銭報酬である賞与は、取締役が第6回ストック・オプションの一部を放棄した代償として、2020年6月30日付取締役会決議により、累積のEBITDAが一定額を超えたときに一定額の金銭を当該取締役に支払う契約を結んだものであります。業績指標はEBITDAであり、その理由は収益力の回復を適切に示すものと考えられるためです。累積のEBITDAは2022年に目標値に達しておりますが、当該事業年度における役員賞与引当金繰入相当額を記載しております。
4. 業績連動報酬のうち非金銭報酬等は、経営の成果は株価に反映されるとの考えから、株価を業績指標とする株式報酬を付与するものであり、譲渡制限付株式報酬、事後交付型譲渡制限付株式報酬およびストック・オプションから構成されています。その内容は、「イ．役員報酬等の内容の決定に関する方針等」のとおりであります。また、当事業年度における交付状況は「2. (1)⑤ 当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対し交付した株式の状況」に記載しております。
5. 取締役（監査等委員を除く）の報酬限度額は、2017年6月22日開催の第52回定時株主総会において、年額300百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）の枠を決議しており、この内枠として、譲渡制限付株式報酬につき年額100百万円以内（2018年3月29日開催の第53回株主総会決議）および事後交付型譲渡制限付株式報酬につき年額100百万円以内（2019年3月28日開催の第54回株主総会決議）の枠を決議しております。また、これとは別枠にて、2020年3月27日開催の第55回定時株主総会においてストック・オプションとして発行する新株予約権の付与につき年額100百万円以内と決議しております。第52回、第53回、第54回、第55回定時株主総会終結時点の取締役（監査等委員を除く）の員数はいずれも6名です。
6. 取締役（監査等委員）の報酬限度額は、2017年6月22日開催の第52回定時株主総会において、年額30百万円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役（監査等委員）の員数は、3名です。
7. 取締役会は、代表取締役社長吉村昇に対し、各取締役（監査等委員である取締役を除く）の基本報酬および業績連動報酬等の決定を委任しております。委任した理由は、当社全体の業績等を勘案しつつ、各取締役の担当部門について評価を行うには代表取締役が適していると判断したためであります。なお、委任された内容の決定にあたっては、委員4名のうち3名を社外取締役が占める報酬諮問委員会に諮問をし、その答申に基づいて、個別の報酬を決定しなければならないものとしております。

【訂正後】

ロ. 当事業年度に係る報酬等の総額等

区分	員数	報酬等の 総額	報酬等の種類別の総額				
			基本報酬	業績連動報酬等			
				金銭報酬	非金銭報酬等		
				賞与	譲渡制限付 株式	事後交付型 譲渡制限 付株式	ストック・ オプション
取締役（監査等委員を除く） （うち社外取締役）	6名 （一名）	219百万円 （一百万円）	33百万円 （一百万円）	56百万円 （一百万円）	33百万円 （一百万円）	48百万円 （一百万円）	49百万円 （一百万円）
取締役（監査等委員） （うち社外取締役）	4 （3）	16 （14）	16 （14）	— （—）	— （—）	— （—）	— （—）
合計 （うち社外取締役）	10 （3）	235 （14）	49 （14）	56 （—）	33 （—）	48 （—）	49 （—）

(注) 1. 上表には2022年3月25日開催の第57回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役2名及び取締役（監査等委員）1名を含んでおります。

- 取締役（監査等委員を除く）の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
- 業績連動報酬等のうち金銭報酬である賞与は、「イ. 役員報酬等の内容の決定に関する方針等」に定めた金銭賞与に加え、取締役が第6回ストック・オプションの一部を放棄した代償として、2020年6月30日付取締役会決議により、累積のEBITDAが一定額を超えたときに一定額の金銭を当該取締役に支払う契約を結んだものが含まれています。業績指標はEBITDAであり、その理由は収益力の回復を適切に示すものと考えられるためです。累積のEBITDAは2022年に目標値に達してありますが、当該事業年度における役員賞与引当金繰入相当額を記載しております。
- 業績連動報酬のうち非金銭報酬等は、経営の成果は株価に反映されるとの考えから、株価を業績指標とする株式報酬を付与するものであり、譲渡制限付株式報酬、事後交付型譲渡制限付株式報酬およびストック・オプションから構成されています。その内容は、「イ. 役員報酬等の内容の決定に関する方針等」のとおりであります。また、当事業年度における交付状況は「2. (1)⑤ 当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対し交付した株式の状況」に記載しております。
- 取締役（監査等委員を除く）の報酬限度額は、2017年6月22日開催の第52回定時株主総会において、年額300百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）の枠を決議しており、この内枠として、譲渡制限付株式報酬につき年額100百万円以内（2018年3月29日開催の第53回株主総会決議）および事後交付型譲渡制限付株式報酬につき年額100百万円以内（2019年3月28日開催の第54回株主総会決議）の枠を決議しております。また、これとは別枠にて、2020年3月27日開催の第55回定時株主総会においてストック・オプションとして発行する新株予約権の付与につき年額100百万円以内と決議しております。第52回、第53回、第54回、第55回定時株主総会終結時点の取締役（監査等委員を除く）の員数はいずれも6名です。
- 取締役（監査等委員）の報酬限度額は、2017年6月22日開催の第52回定時株主総会において、年額30百万円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役（監査等委員）の員数は、3名です。
- 取締役会は、代表取締役社長吉村昇に対し、各取締役（監査等委員である取締役を除く）の基本報酬および業績連動報酬等の決定を委任しております。委任した理由は、当社全体の業績等を勘案しつつ、各取締役の担当部門について評価を行うには代表取締役が適していると判断したためであります。なお、委任された内容の決定にあたっては、委員4名のうち3名を社外取締役が占める報酬諮問委員会に諮問をし、その答申に基づいて、個別の報酬を決定しなければならないものとしております。